

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

アレルギー疾患対策に係る医療機関及び患者調査業務委託

2 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

横浜市中区本町6-50-10 横浜市医療局医療政策課

4 業務目的

アレルギー疾患対策基本法（以下、「基本法」という。）及び「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」に基づき、横浜市における総合的なアレルギー疾患対策を進めるための基礎資料とするために必要な実態調査の設計及び実施等を行う。

5 調査概要

(1) 患者調査

ア 調査対象

(ア) 対象者

市内在住者のうち、次の対象を満たすものとする。

- ・0歳児の保護者・・・①
- ・3歳児の保護者・・・②
- ・小学1年生の保護者・・・③
- ・中学1年生の保護者・・・④
- ・成人（20歳から64歳まで）・・・⑤

(イ) 対象者数

対象者①から④については各2,000名とする。対象者⑤については、横浜市の人口構成に合うように回答者数に上限を設定し、3,500人以上の回答を得ること。

(ウ) 対象者の選定

対象者①から④は、委託者が市内在住者から無作為抽出した市民を対象とし、対象者のリストは委託者が受託者へ提供する。

対象者⑤は、民間企業のパネル調査を活用し、横浜市の人口構成に合うよう受託者において選定する。

イ 調査項目

(ア) 内容

基本法における対象疾患である「気管支喘息」、「アトピー性皮膚炎」、「アレルギー性鼻炎」、「アレルギー性結膜炎」、「花粉症」、「食物アレルギー」について、横浜市の現況を把握し、施策課題への対応に資する情報を網羅できる項目とする。

受託者は、委託者が契約締結後に提案する項目をもとに、国や都道府県等で実施されている類似調査、アレルギー疾患医療に関する知見等の情報を参考に、検討を行う。

(イ) 設問数

20問程度とする。

ウ 調査方法

いずれの対象者についてもオンライン調査で回答を収集する。

(ア) 対象者①から④

受託者は、委託者が制作するオンライン回答フォームについて、対象者に紙面にて回答フォームにアクセスできる二次元コードを示した調査案内文書を郵送する。

(イ) 対象者⑤

受託者において、webアンケートを実施する。

エ 調査の実施

(ア) 調査票の作成

対象者①から④は、委託者にて「横浜市電子申請・届出システム」内に回答フォームを作成する。

対象者⑤は、受託者にて調査回答に用いるWebシステム等により回答フォームを作成する。

(イ) 調査案内文書

受託者にて作成し、対象者に郵送する。

作成に係る印刷用紙、その他事務用品等は、受託者が用意するとともに、郵送費用は受託者が負担する。

なお、文書の内容及び印刷方法等については、委託者と協議することとし、印刷前には、委託者が校正確認を行う。

(2) 医療機関調査

ア 対象施設

次の医療機関すべてを満たした調査とする。

- ・本市に所在し、アレルギー疾患に関連する診療行為（内科（呼吸器、呼吸器内科。消化器科、消化器内科、胃腸科を含む）、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科（耳鼻科を含む）、眼科、アレルギー科）を標榜する病院の診療科及び診療所 計約3,300か所

イ 調査項目

(ア) 内容

基本法における対象疾患である「気管支喘息」、「アトピー性皮膚炎」、「アレルギー性鼻炎」、「アレルギー性結膜炎」、「花粉症」、「食物アレルギー」について、横浜市の現況を把握し、施策課題への対応に資する情報を網羅できる項目とする。

項目を検討するにあたり、委託者が契約締結後に提案する項目をもとに国や都道府県等で実施されている類似調査、アレルギー疾患医療に関する知見等の情報を参考にする。

(イ) 設問数

20問程度とする。

ウ 調査方法

いずれの対象施設についてもオンライン調査で回答を収集する。

受託者は、委託者が制作するオンライン回答フォームについて、対象施設に紙面にて回答フォームへアクセスできる二次元コードを示した調査案内文書を郵送する。

なお、対象施設等の宛名リストは、委託者がデータで提供する。

エ 調査の実施

(ア) 調査票の作成

委託者にて「横浜市電子申請・届出システム」内に回答フォームを作成する。

(イ) 調査案内文書

受託者にて作成し、対象者に郵送する。

作成に係る印刷用紙、その他事務用品等は、受託者が用意するとともに、郵送費用は受託者が負担する。

なお、文書の内容及び印刷方法等については、委託者と協議することとし、印刷前には、委託者が校正確認を行う。

6 その他業務概要

(1) 調査票の回収・集計

「横浜市電子申請・届出システム」で回収する調査については、委託者が回収し、受託者へ提供する。受託者にて行うWebアンケートは受託者が回答を回収する。

なお、「横浜市電子申請・届出システム」で回収する調査以外の回収・集計に係る費用等は、受託者が負担する。

5 (1) ア (ア) ①～④及び(2) アを対象とする調査の回答件数は、当該対象件数全体

の30%以上を目指すものとする。調査の回答件数が、目標数に達しないときは、任意の様式により、目標を達成できない理由を詳細に記載した書面を委託者に提出すること。

- (2) 調査結果の分析
単純・クロス集計による調査結果の分析を行う。クロス集計の項目については、委託者と協議の上決定する。
- (3) 他都市との比較分析
国や他都市で実施しているアレルギー調査の結果との比較・分析を行う。
- (4) 他国の状況分析
欧米等で実施されているアレルギー施策について、委託者と協議のうえ、概況調査を行う。
- (5) 報告書の作成
調査結果について、報告書の作成を行う。
報告書作成にあたっては、委託者と協議の上、電子ファイル形式で、速報版及び確定版の2パターンを作成する。
また、上記(3)及び(4)記載の分析結果を踏まえた調査結果報告書を作成する。

7 スケジュール（予定）

4月～5月	調査内容の検討・設計
5月～6月	調査の実施
7月	速報値集計・報告
12月	確定値・分析結果報告
3月	契約終了

8 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、電子データについては、原則Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたもので、再加工できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
年間スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
委託業務実施体制	電子データ	契約締結後2週間以内
打合せ等の議事概要	電子データ	打合せ等の終了後5営業日以内
速報値の集計報告	電子データ	令和7年7月上旬
確定値の集計報告	電子データ	令和7年12月末
分析結果報告書	電子データ	令和8年3月頃

9 その他

- (1) 打合せ等は本業務の進捗に合わせて随時行う。打合せの都度、議事概要を作成し、打合せ後5営業日以内に電子データで提出すること。打合せ等は、原則、横浜市庁舎において対面又は、テレビ会議システム等の活用により行う。
- (2) 受託者の業務実施体制については、契約締結後速やかに提示すること。なお、病気等、不測の事態により担当者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、担当者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定する。
- (4) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。
- (5) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。